

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の健全性を確保し、株主及び利害関係者等に対する経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し企業価値の最大化を図ることは、経営上不可欠であると考えております。経営に対するチェック機能の強化、コンプライアンスの徹底、適時開示を念頭に置いた積極的情報提供の実施については特に重視し、より一層の拡充を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ニューフィールド	2,022,000	22.53
サントリー酒類株式会社	300,000	3.34
松永 圭司	223,600	2.49
安田 博	206,000	2.30
株式会社ジェイグループホールディングス	200,105	2.23
新田 二郎	200,000	2.23
林 芳郎	192,000	2.14
二村 篤志	146,000	1.63
林 裕二	144,400	1.61
石川 智巳	116,000	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
細野 順三	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細野 順三	○	---	当社の社外監査役を8年間務め、当社の事業内容等に精通してこられた経験を、当社の経営体制の強化に活かしていただける人材として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

監査役は、PwCあらた有限責任監査法人と四半期ごとに、その他必要に応じて随時会合を開催し、内部統制の状況等について意見交換及び情報交換を行い、監査の実効性ならびに効率性の向上に努めております。また、決算に際しては、四半期レビューや会計監査に関する情報交換を行っております。監査役は、グループ監査室と随時会合を行い、また、必要に応じて内部監査の実施に立ち会い、内部監査の実施状況、内部統制の状況等の報告や相互の意見交換等の連携を通じて、監査の実効性ならびに効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安達 幸子	他の会社の出身者													
黒田 和貴	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安達 幸子	○	----	他社での取締役の経験を活かして、業務執行面での有効な監督が期待できるため選任しております。
黒田 和貴	○	----	税理士であり、会計・税務面での有効な監督が期待できるため選任しております。

独立役員関係

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

インセンティブ関係

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

本新株予約権は、業績向上に対する意欲及び士気をより一層向上させることを目的として、取締役、執行役員および従業員（子会社含む）に対し公正価格にて有償で発行しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

新株予約権者は、平成27年2月期乃至平成31年2月期の有価証券報告書における連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）に記載される経常利益が、下記（1）乃至（4）に掲げる一定の水準（以下、「業績判定水準」という。）を超過した場合、各新株予約権者が割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）までの個数を、業績判定水準を超過した期の有価証券報告書の提出日の翌日以降行使することができる。

なお、適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

- （1）業績判定水準：経常利益3億円 行使可能割合：40%
- （2）業績判定水準：経常利益5億円 行使可能割合：70%
- （3）業績判定水準：経常利益10億円 行使可能割合：90%
- （4）業績判定水準：経常利益15億円 行使可能割合：100%

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会から授権された代表取締役が、役職や業績等を勘案のうえ決定しております。各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役のサポート体制については、監査役が必要と認めた場合に、当該監査役が指名した部署が対応しております。また、重要事項については管理本部が適宜サポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 業務執行について

当社の取締役会は5名で構成され、毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、経営に関する重要な意思決定を行っております。また、取締役の業務執行体制の充実と効率化を図るため、執行役員制度を採用しております。各部門を直接指揮・監督する執行役員は取締役会において選任され、取締役会が定めた責務を遂行いたします。取締役会に加え、当社の部長職以上並びに主要グループ各社の取締役及び執行役員によって構成される幹部会議を毎月1回以上開催し、重要事項の審議、経営方針の調整や個別課題の審議・決定等を行ない、情報の共有化を図るとともに、迅速な問題解決に努めております。

2. 監査・監督について

（1）監査役会

監査役会は、監査役3名（常勤監査役2名、非常勤監査役1名）で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、必要に応じて勧告を行います。また、監査役は取締役会に出席するほか、社内の重要会議に可能な限り出席し、議案及び報告事項についての意見交換ならびに質疑応答等を行い、経営の監視を行っております。

（2）内部監査

内部監査体制につきましては、専任のグループ監査室を設けております。内部監査は、年間監査計画に基づき、各グループ会社、店舗また部門毎に実施し、監査報告書及び改善指摘事項を当該店舗または部門に報告・通知し、改善方針書を受領した上で、改善状況の確認を行っております。また、内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と情報交換を行い相互連携を図るとともに、監査役及び会計監査人からの助言等を得て内部監査の充実化を図っております。

（3）会計監査

第18期（平成31年2月期）の会計監査業務を執行した公認会計士は、以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 山中 鋭一

なお、継続監査年数は、7年以内であります。

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名

その他 19名

(注) その他は公認会計士試験合格者等であります。

・平成31年2月期における監査報酬の内容

監査証明業務に基づく報酬:29,000千円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社であり、現状の事業規模等を考慮して、当体制が経営監視機能として有効であり、業務執行の観点からも当体制が適切であると判断しております。

なお、取締役は、迅速かつ的確な意思決定や業務遂行が重要であるとの考えから、業務に精通した社内取締役を4名選任するとともに、コーポレートガバナンスの強化のため社外取締役を1名選任し、社外からの客観的な視点、意見を積極的に受け入れ、経営に対する相互牽制機能を高めております。

また、監査役3名のうち、2名は社外監査役であり、社外取締役と合わせてコーポレート・ガバナンス機能を担保しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年10月に第2四半期決算説明会、4月に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明資料、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:管理本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境問題への自主的な取組として、社内に委員会を設置し、積極的な環境保全活動に努めております。平成18年9月には、これらの取組が認められ、名古屋市が実施する「エコ事業所認定制度」において、飲食業としては初めて「エコ事業所」として認定されております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 全ての役員及び従業員が、法令及び定款を遵守することは勿論のこと、企業倫理の向上を図り、誠実に行動するよう徹底する。
 - (2) 取締役は、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督し、法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査役会へ報告する。
 - (3) 社外監査役を選任し、独立的な立場から、取締役の職務執行が適性に行われるよう監督・監査体制の充実を図る。
 - (4) コンプライアンスの確保・推進のため、「コンプライアンス基本規程」を制定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努める。
 - (5) 法令及び定款等に反する行為等を早期発見、是正することを目的のひとつとして、社内外への通報システムを整備する。
 - (6) 情報資産を適切に管理・利用するため、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」を定め、体制整備に努める。
 - (7) いかなる場合においても反社会勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供せず、反社会勢力排除のための規程を定め、これを遵守する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関連する資料等を書面または電磁的媒体に記録し、社内規程に基づき適切に保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 各本部、支店、部、室、課、店舗等の長は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき付与された権限の範囲内で事業を遂行し、付与された権限を超える事業を行う場合は、「職務権限規程」に従い上位への稟議申請と許可を要し、許可された事業の遂行に伴う損失の危険を管理する。
 - (2) 本部長及び室長は、当該本部及び室で起こりえる各種の事業リスクを想定し、予めリスク回避に努めるとともに、リスクとなり得る事実が発生した場合には迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努める。
 - (3) 不測の事態が発生した場合あるいは新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、取締役会等に報告し、責任者を決定して速やかに対応する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、毎月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項に関して的確な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を監督する。
 - (2) 取締役の職務執行体制の充実と効率化を図るため、執行役員制度を採用する。各部門を直接指揮・監督する執行役員は取締役会において選任され、取締役会が定めた責務を遂行する。
 - (3) 経営の効率性及び透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応していくため、執行役員以上によって構成される幹部会議を毎月1回以上開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。幹部会議では、取締役会決議事項の予備的な審議の充実を図るとともに、個別課題の審議及び決定、業務の執行状況の報告等を行う。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 企業集団における業務の適正を確保するため「子会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行うとともに、子会社が行う重要な意思決定については当社の承認が必要な旨を定め、適切な子会社管理と指導を行う。
 - (2) 当社は、毎月1回、当社及び子会社の取締役が出席するグループ会社報告会を開催し、当社子会社における重要な事象について報告させるとともに、対応を協議する。
 - (3) 当社の監査役は、業務及び財産状況の調査において、当社はもとより、必要に応じて子会社からの報告を求め、また子会社に赴き調査を行う。
 - (4) 子会社はその事業の性質及び規模に応じて、事業や投資に関するリスクを適切に管理し、当社は、当該子会社のリスク管理体制の運用を支援する。
 - (5) 子会社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループの定めるコンプライアンス基本規程に従う。
 - (6) 当社のグループ監査室は、監査計画に基づき定期的に子会社の内部監査を実施し、業務改善指導等を通じて、企業集団における業務の適正の確保に努める。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、管理本部等が適宜監査役の補助体制をとることとする。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の使用人は、監査業務に必要な指示命令に関して取締役の指示命令を受けず、取締役から独立してその職務を遂行する。また、その独立性を確保するため、使用人の任命及び解任並びに人事異動について、監査役が異議を申し出た場合には、取締役会等において適切に対処する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項あるいは著しい損害を及ぼす事実が発生、または発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役から要請がある場合はその事項を、監査役に対し速やかに報告する。また、上記に拘わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとし、当社は必要な報告体制の整備充実に努める。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、取締役会及び社内的重要会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、取締役及び使用人にその説明を求めることとする。
 - (2) 監査役は、会計監査人、内部監査担当者等と相互に連携して監査を実施する。当社は必要に応じて、監査役が顧問弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部の有識者を活用することができる体制を確保し、監査業務の円滑な推進に努める。
 - (3) 監査役と代表取締役との意見交換の場を定期的に設け、適正な監査の実現に努める。
10. 財務報告の適正性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくための基本方針及び関連規程を定め、必要な体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との一切の関係を排除するため、反社会的勢力対策規程を整備し、「いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」旨、基本方針として定めております。

社内体制の整備といたしまして、対応統括部署及び責任者を定め、平素より所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関との連携を図るとともに、講習会の受講等を通じて情報の収集に努めております。また、暴力的な行為や不当な要求等があった場合の対応を反社会的勢力対策規程に定めており、反社会的勢力に対する適切な対処に努めてまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は、次のとおりです。

1. 適時開示に係る会社情報の管理体制

当社では、内部情報の管理等に関する社内規程として内部者取引防止規程を運用し、内部情報の適切な管理を行います。

- (1) 内部情報の管理責任者として、取締役管理本部長を情報開示担当役員としております。
- (2) 各本部長及び支店長は内部情報管理者として、重要事実が発生した場合、速やかに情報開示担当役員に報告するとともに、公表前の内部情報の社内外への漏洩防止措置を講じることとしております。
- (3) 情報管理担当役員は、適時開示の必要性について検討を行い、開示が必要である判断がなされた情報については、情報開示担当役員の一元管理のもと漏洩防止等の指示を行います。

2. 適時開示に係る社内手続

(決定事実、決算情報等の適時開示)

取締役管理本部長を情報開示責任者とし、取締役会決議等必要な承認を受けたのち、管理本部が速やかに開示を行います。

(発生事実の適時開示)

重要事実が発生した場合、以下の手続きにより迅速かつ適切な時期に開示を行います。

- (1) 各本部長及び支店長は、発生事実を速やかに情報開示担当役員に報告する。
- (2) 情報開示担当役員は、代表取締役その他必要と認めた者と適時開示を行うべき重要事実に該当するか否かの協議を行う。
- (3) 重要事実に関連すると判断された場合、管理本部は開示に必要な資料等を作成する。
- (4) 最終的な開示の可否、開示が必要な場合の具体的内容は取締役会で決定する。但し、緊急の場合は、代表取締役がこれを決定する。

3. 会社情報の開示基準

当社は、「金融商品取引法」及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い会社情報の適時開示を行います。また、上記に該当しない場合であっても、投資家の投資判断に影響を及ぼすと思われるものは、自主的に開示いたします。

4. 適時開示の方法

適時開示を要する情報につきましては、同規則に従い東京証券取引所への事前説明後、適時開示情報伝達システム(TDnet:Timely Disclosure network)への登録による公表、記者クラブへの資料投函によって適時開示を行います。また、当社ホームページへの掲載は、上記の開示ののち速やかに行う予定です。

※添付の参考資料「適時開示体制の概要図」をご覧ください。

